

請第 2 号

非核三原則の法制化を求める意見書の提出に関する請願

1 請願年月日 令和 8 年 5 月 1 9 日

2 紹介議員 北本 将幸
大野 豊重
田中 美鈴

3 請願者

4 請願の要旨 毎年 8 月に行なわれる広島平和記念式典及び長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において、歴代総理大臣は「非核三原則の堅持」を表明し、核兵器のない世界の実現が唯一の戦争被爆国である日本の使命であることを被爆者の前で明言してきました。

また、非核三原則は 1 9 7 1 年以來、6 回にわたって「国是として堅持する」との国会決議がなされ、日本国民の総意であり、国際公約です。2 0 2 2 年の国家安全保障戦略など戦略三文書は「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」とし、2 0 2 5 年版の防衛白書も「国是としてこれを堅持している」と明記しています。現在においても、「非核三原則の堅持」は政府の公式な立場です。

しかしながら、高市首相は非核三原則のうち「持ち込ませず」の見直しを就任前から主張し、就任後の国会でも非核三原則の堅持をするかどうかを問われても「申し上げる段階ではない」と明言を避けています。

仮に日本国内に米国の核兵器が持ち込まれれば、相手国が先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、抑止どころか日本の安全保障を大きく損なう危険性があります。

また、核の持ち込みは、日本が核軍縮・不拡散の礎石として最重視する「核兵器不拡散条約 (N P T)」の義務あるいはその精神に反するものと言えます。

高市政権が取り組むべきは、非核三原則の見直しではなく、非核三原則を貫き、国際社会に向けて「核兵器のない世界」の実現を働きかけることにほかなりません。

非核三原則の見直しは、約41年前に「非核宣言」を行ない、核兵器のない世界の実現を市民と共に目指してきた玉名市の精神に照らしても許されないものです。

国是である非核三原則を空洞化させないためには、非核三原則を「法制化」することが必要です。世界で唯一の戦争被爆国として非核三原則を法制化し核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行なうよう強く要請します。

このような状況を踏まえ、日本政府に対して下記の事項について意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 日本政府は、唯一の戦争被爆国として非核三原則を堅持する立場から非核三原則の法制化を行なうこと。